

事務所通信

平成29年新春号

あけましておめでとうございます。
昨年中は、お世話様になりまして、ありがとうございます。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

平成29年度税制改正大綱（改正案）が、12月8日に発表となりました。
このうち、主なものをまとめました。

1. 配偶者控除、配偶者特別控除が見直しされます

配偶者控除、配偶者特別控除の額が見直されることとなります。

配偶者控除の適用にあたり、必要となる配偶者の収入制限を、現行の「103万円」から「150万円」に引き上げられます。

一方で、控除の適用について世帯主の所得に応じて逡減、消失させていくという仕組みが設けられます。具体的には、

- ① 世帯主本人の合計所得金額が900万円以下の場合の配偶者控除額は、現行どおり38万円となります。
- ② 世帯主本人の合計所得金額が900万円を超え950万円以下の場合の配偶者控除額は、26万円となります。
- ③ 世帯主本人の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下の場合の配偶者控除額は、13万円となります。
- ④ 世帯主本人の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除額はゼロとなります。

世帯主本人が給与収入のみで1,120万円以下の場合、配偶者控除額は38万円となります。

世帯主本人が給与収入のみで1,120万円を超え1,170万円以下の場合、配偶者控除額は26万円となります。

世帯主本人が給与収入のみで1,170万円を超え1,220万円以下の場合、配偶者控除額は13万円となります。

世帯主本人が給与収入のみで1,120万円を超える場合、配偶者控除額はゼロとなります。

また、配偶者の給与収入が150万円を超える場合に適用される配偶者特別控除額についても、同様に9段階で控除額が縮小されることとなります。

この改正は、平成30年分以後の所得税から適用されることとなります。

2. 中小企業の軽減税率が2年間延長されます

資本金が1億円以下の中小企業の、所得800万円以下の法人税率は、現行15%となっています。

この適用期限が2年間延長されます。

3. 中小企業経営強化税制が創設されます

中小企業経営強化税制が創設されます。

① 対象企業

青色申告の中小企業で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた法人、個人事業者です。

② 期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、取得をして指定事業に使用した場合が対象となります。

③ 対象設備

経営力向上設備等で経営力向上に著しく資する所定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載された、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアが対象とされます。

イ 機械装置は、1台の取得価額が160万円以上のもの

ロ 工具、器具備品は、それぞれ1台の取得価額が30万円以上のもの

ハ 建物附属設備は、一の取得価額が60万円以上のもの

ニ ソフトウェアは、一の取得価額が70万円以上のもの

④ 適用できる特例

次のイかロのどちらかを選択適用できます。

イ その特定経営力向上設備等の購入金額全額を経費にできます。

ロ その取得価額の7%を、法人税額（個人事業者は所得税）から税額控除できます。ただし、税額控除額は、当期の法人税額（または所得税額）の20%が限度とされます。

「経営力向上設備等」とは、中小企業等経営強化法に規定する生産性向上設備をいいます。

具体的には、購入しようとする機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアの購入先や製造元から、対象設備に該当する証明書が発行されれば、特例適用を受けることができると思われます。

4. 所得拡大税制の税額控除率が引き上げられます

所得拡大税制の税額控除率が引き上げられます。

現行、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、給与総額の増加額に対する税額控除は10%となっています。

1人当たり給与支給額の増加率が2%以上の企業は、税額控除率が12%とされます。

5. 医療費控除の領収書の保存

個人が医療費控除を受ける場合には、原則として医療費の領収書、医薬品購入の領収書を、確定申告書に添付する必要があります。

平成29年分以後の確定申告から、医療費の明細書を確定申告書に添付することになります。そして、確定申告期限から5年間、これらの領収書の保存が実質的に義務付けられることとなります。

■ 消費税の改正について

平成28年4月の消費税の改正について、簡単に3点お伝えいたします。

- 1 消費税率の10%への引き上げ時期は、平成31年10月1日となりました。
- 2 それに伴い、飲食料品、定期購読の新聞が、軽減税率の対象となり、消費税率は8%となります。
- 3 平成35年10月1日からは、税務署長の登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者といいます）から交付を受けた適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の条件となります。

たとえば、

A企業からの外注請求書 108,000円（税抜100,000円 消費税等8,000円）

B企業からの外注請求書 100,000円（税抜92,593円 消費税等7,407円）

という請求書があったとします。

現行は、A企業とB企業の消費税等の合計15,407円を、売上に係る消費税から、控除することができます。（A企業、B企業は、法人・個人事業者は問われません。）

平成35年10月1日からは、A企業、B企業が消費税の納税義務のない企業であれば、その外注請求書の消費税等の控除ができなくなります。

（正確には、段階的に20%の控除ができなくなり、数年後に50%の控除ができなくなるという経過措置が設けられます。そして、数年後からは完全に控除できなくなります。）

■ 編集後記

昨年12月28日は、例年のおり午後より事務所の大掃除をしていました。

5階の窓を掃除していたところ、窓の外側に「ヤモリ」がいました。

小さいヤモリでした。

創業26年目で、事務所の守り主さんにふと出会えたことに、びっくりしています。

何かを守られていると実感できることは、とてもうれしいことだと思います。守られているから、私も「守る」・・・と感じています。

お客様を威圧的な税務調査から全力で守る、というのは一つの使命です。

ところで、今回の平成29年度税制改正大綱（改正案）は、所定の条件の、設備投資をした企業、そして、所定の条件のもとに従業員に給料をアップした企業へ、優遇される税制となっています。

現実問題、多くのオーナー企業での機械装置や器具備品を購入するときは、金額にもよりますが、金融機関からの借入で行います。

その借入期間は5年から7年が一般的です。

ということは、5年7年先を見据えて設備投資をしなければならない、ということになります。さらには、帳簿上はいったん「資産計上」となりますが、現実には、その設備を購入した結果、どのくらい売上げ伸びていくのか、どのくらい効率が上がっていくのかを考えて購入するか否かを判断します。

設備投資・給与アップに伴う節税を利用することは大切ですが、改めて、必要な投資なのかどうかの経営判断が、最も大切なことだと感じています。

（代 表 立 川 勝 一）